

参考資料

「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）」について

（諮問第3198号）

<目 次>

1 諮問書	1
2 概要	2
3 方針（案）	30

(公印・契印省略)

諮問第 3198 号

令和 7 年 7 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行に向けて、改正法第 1 条の規定による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 167 条の 3 第 2 項に規定する調査及び評価の実施に関する方針を策定することとしたい。

ついては、改正法附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）」について

令和7年7月1日

総合通信基盤局 電気通信事業部

事業政策課

1. 諮問の背景及び概要

基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の責務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務※を設ける。

※責務の担い手は、指定事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では指定事業者、指定事業者がいない地域ではNTT東西

〔あまねく提供責務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務〕
〔最終保障提供責務：誰も提供していない地域でのみ、提供する責務〕

2. 公正競争の確保（NTT東西の業務範囲規律の見直し等）

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。
- これに併せ、不公平な条件での取引禁止、卸先の情報の目的外利用の禁止等を明確化し、グループ内の大規模な事業者との合併等を事後確認の対象とする。

3. 通信インフラの維持・確保

- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。
- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

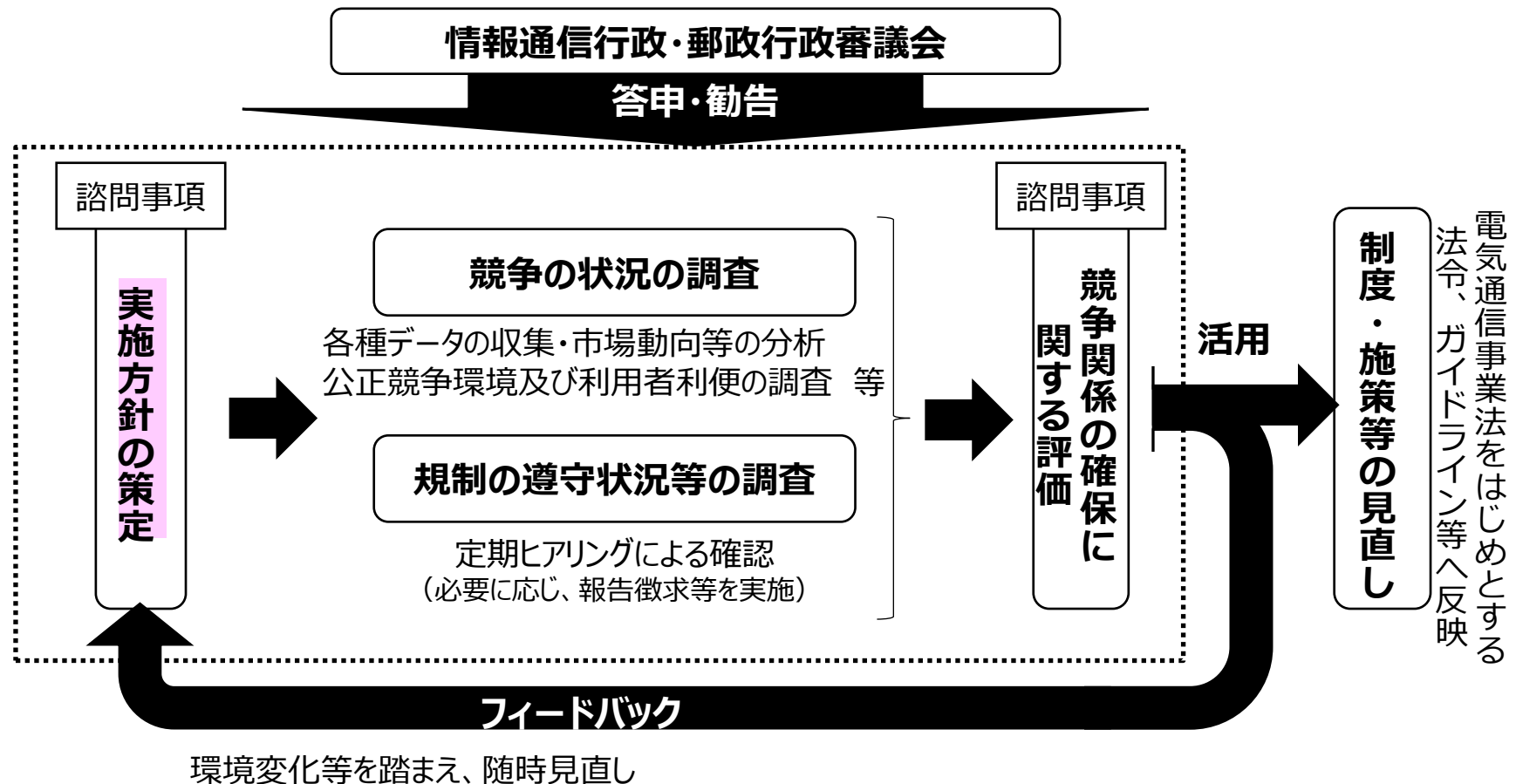
5. 事後検証の実施

- 毎年、規制の遵守状況や競争状況について、審議会の有識者の意見を聴きながら検証することとする。
- これに併せ、審議会の勧告制度を導入する。

6. 施行期日

- 1 : 一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 2、3、4 : 一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 5 : 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

- 公正競争の確保を徹底するとともに、市場環境の変化に対応して制度・施策等の見直しを迅速に実施できるようにするため、競争環境や規制の遵守状況等について、総務省が、毎年、**審議会の有識者の意見を聴きながら、検証する仕組みを法定化**。
- あわせて、検証を通じて専門的な知見が蓄積されることとなる審議会が、その諮問事項に適時に意見することができるよう、**審議会の勧告制度を導入**。



(電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等)

第百六十七条の三 総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、**電気通信事業者（第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。）間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査**を行い、その結果に基づき、**電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価**を行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定による調査及び評価を行おうとするときは、当該**調査及び評価の実施に関する方針**を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の規定による調査及び評価を行つたときは、総務省令で定めるところにより、その結果を公表するものとする。

4 総務大臣は、第一項の規定による**評価の結果を、この法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用**するものとする。

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において単に「審議会等」という。）に諮問しなければならない。ただし、審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (略)

二 第十二条の二第四項第三号ロ若しくはこの規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第二十七条の五、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成、第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定、第百六十四条第一項第三号の規定による同号ロ若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定、**第百六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定**

三・四 (略)

- 電気通信事業法第167条の3による競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針として、本方針を策定
- **各年度の結果は**、審議会の答申を経て、翌年度の夏頃を目途に取りまとめ、省令の制定改廃等の法律の適正な運用に活用するなど、**制度・施策等の見直しに反映**
- ①電気通信事業者向けの**クラウドサービスの実態把握**、②NTTグループの組織再編に係る対応としての**NTT持株によるNTTデータグループの完全子会社化に係る検証**、③令和8年度までに施行が予定される**改正電気通信事業法及びNTT法の関係省令等への反映**を視野に入れた対応が、当面の重要課題

電気通信事業者間の競争の状況の調査

①検証対象市場に係る競争状況等の分析

移動系通信、固定系通信、法人向けサービス市場について、競争状況等に関する指標（シェア、市場集中度、契約数、事業者数、料金プランの状況等）を定点観測し、分析

②電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握

ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえ、電気通信事業者向けのクラウドサービスの料金や提供条件、主要電気通信事業者による利用や依存の状況等を調査

③研究開発への取組状況の把握

国際競争力の強化等の観点から、事業者の研究開発費の推移、共同研究開発や異業種連携を含めた取組等を調査

公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査

①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

NTT東西・NTTドコモによる接続関連情報の目的外利用、特定の者に対する不当な優遇の有無等を確認

②NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

NTTの各種事業の分離時等に、グループ内の事業者と他事業者との間の公正性等を確保する観点から設けられた累次の公正競争条件の遵守状況等を確認

③NTTグループの組織再編に係る対応等

組織再編が公正競争に与える影響を検討し、必要と判断された場合は、公正競争を担保するための対応を検討（→NTT持株によるNTTデータグループの完全子会社化の検証等）

④その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況の確認

適正な競争関係の確保に関する評価

上記の調査の結果に基づき、電気通信事業法の禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTTグループの累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど（→令和8年度までに施行が予定される**改正電気通信事業法及びNTT法の関係省令等への反映**）、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れて、電気通信事業者間の適正な競争環境が確保されているかどうかを評価

2. 電気通信事業者間の競争の状況の調査

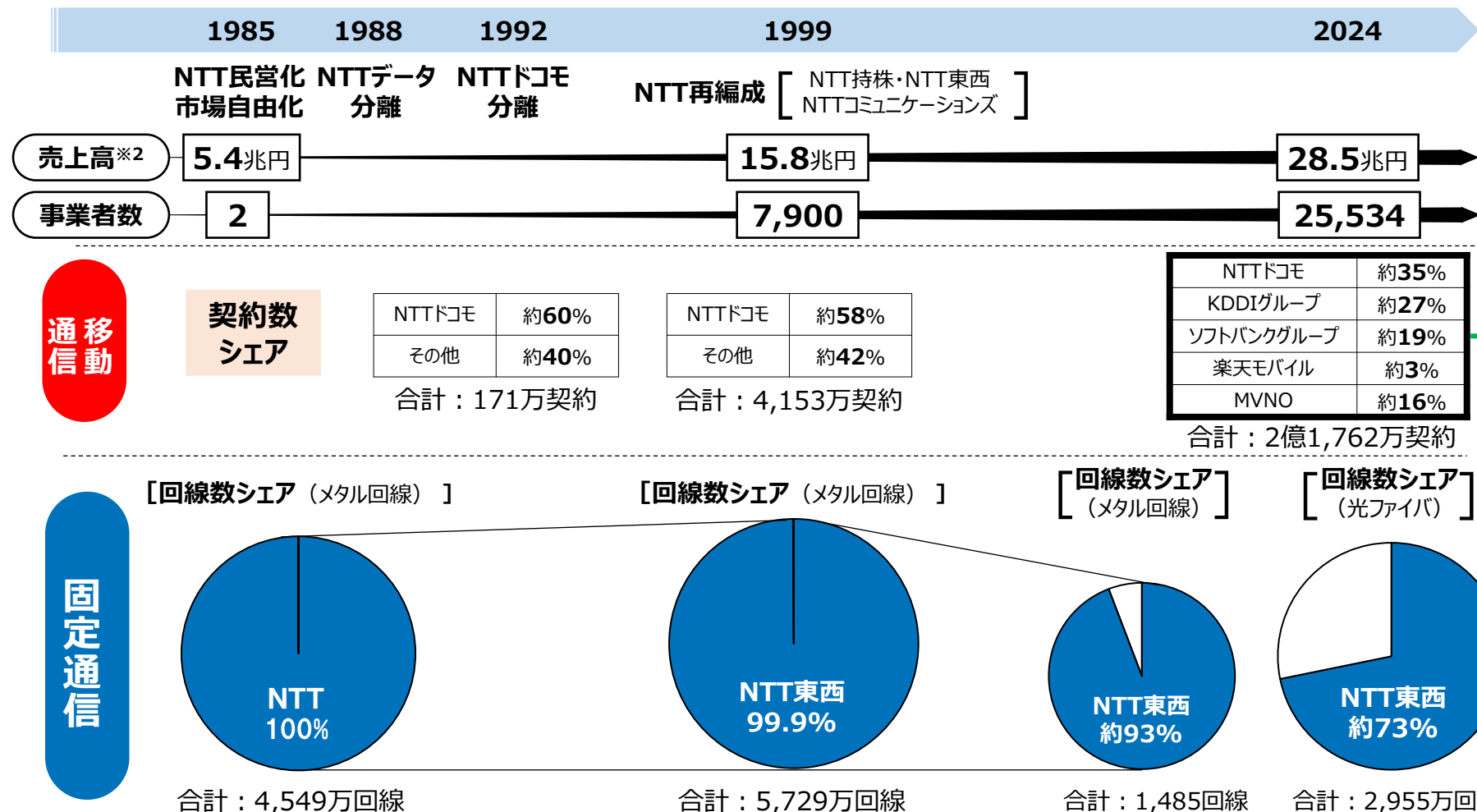
【ポイント】

仮想化・クラウド化の進展を踏まえた電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握

固定通信市場と移動通信市場の動向

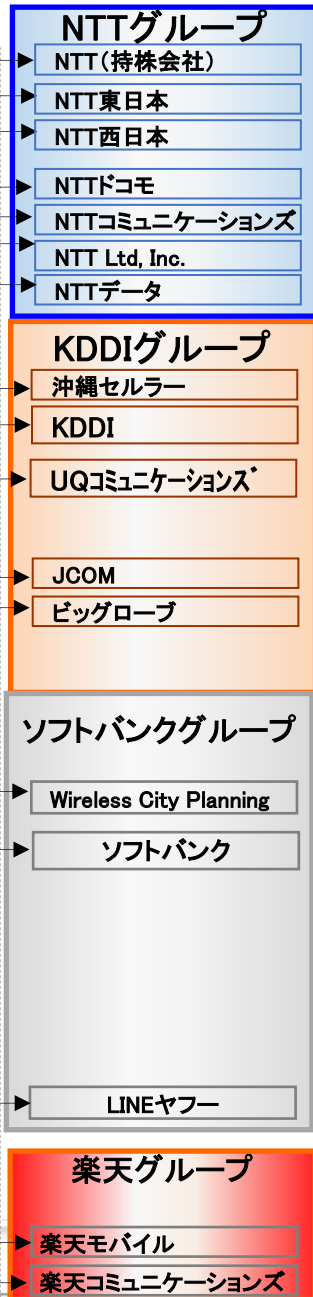
- 固定通信市場では、IP化・ブロードバンド化の進展の中でも、NTT東西の回線シェアが依然として高い。
- 移動通信市場は市場拡大に伴い、MVNO※¹を含む多様なプレーヤーによる競争が進展。

※¹ MNO（電波の割当てを受けて移動通信サービスを提供する事業者）から通信回線を借り受ける等して、移動通信サービスを提供する事業者。

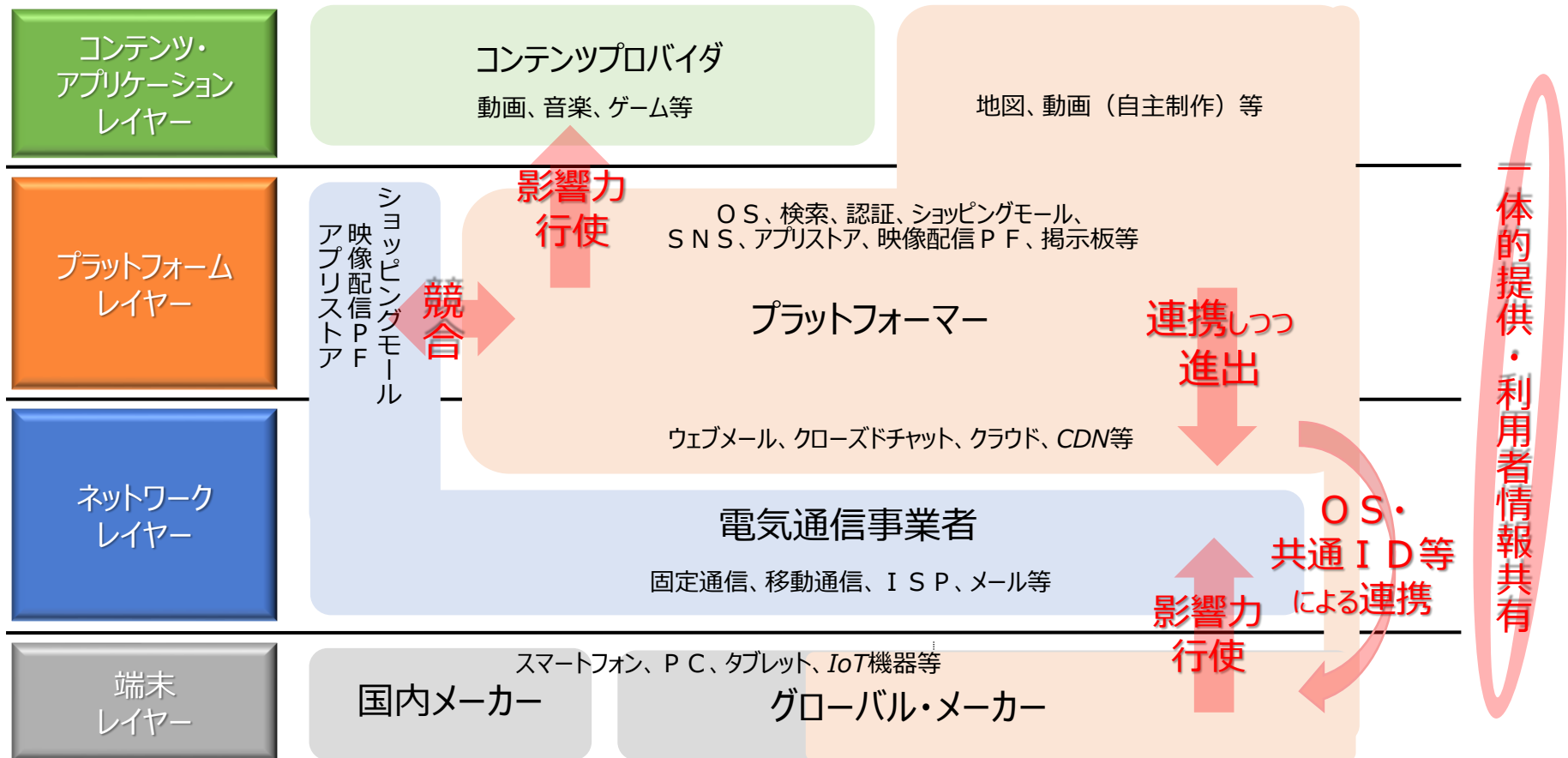


※² 主要な電気通信事業者の売上高の合計

(出典) 総務省「情報通信白書」(各年度版)より作成



- 近年では、海外プラットフォームが、コンテンツ・アプリケーションやネットワーク、端末の各レイヤに進出。端末・プラットフォーム・コンテンツをレイヤを超えて一体的に提供するなど、各レイヤへの影響力も拡大。
- 仮想化・クラウド化等の進展により、ネットワーク機器の汎用化・ソフトウェアによる制御が進むと、プラットフォームのネットワークレイヤに対する影響力が拡大する可能性がある。



※NTTの研究開発費（2023年度で2,549億円）に対し、米中韓の巨大企業の研究開発費が一桁上回るなど、グローバルな競争環境が熾烈な状況になっている。

- 仮想化技術※等の進展により、コアネットワークの重要な**制御機能**やアクセスネットワークの**伝送機能等の仮想化が進展**。

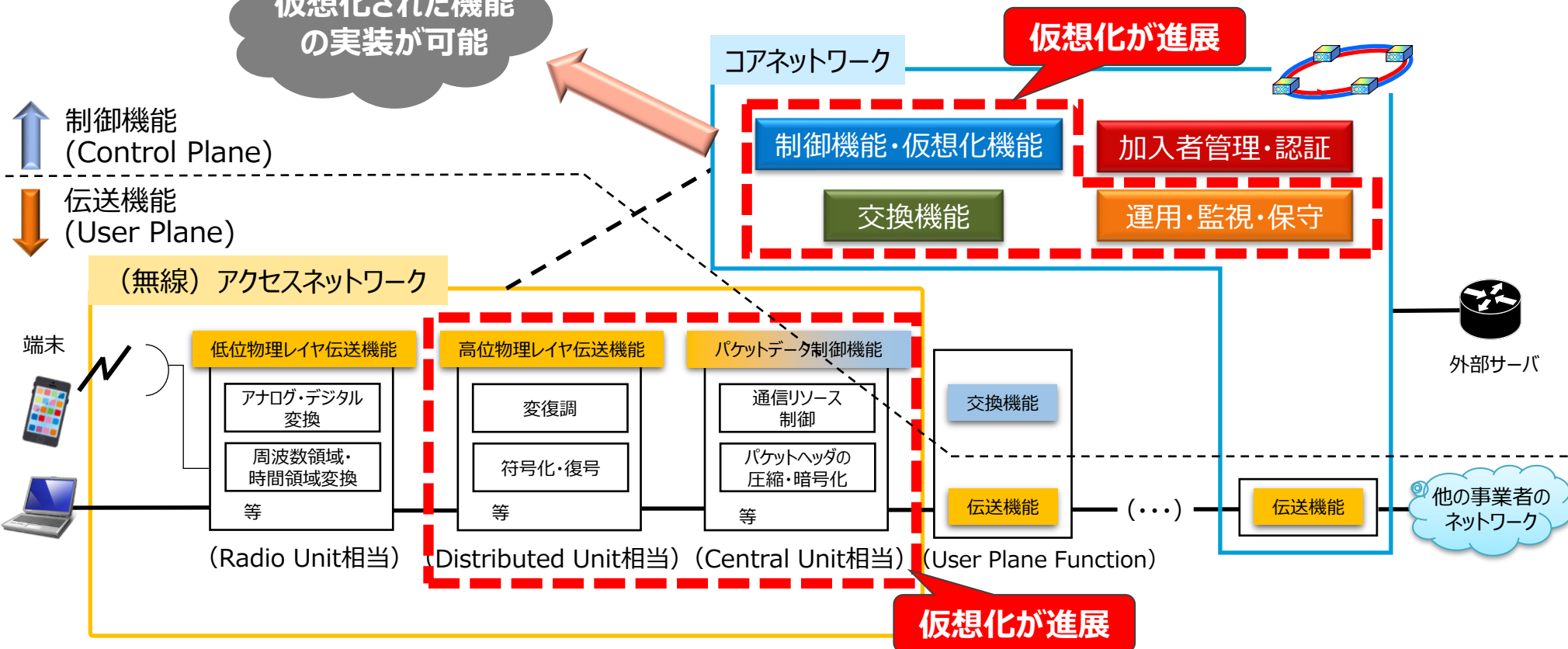
※ 複数のハードウェア（サーバー、OS、CPU、メモリ、ネットワーク等）をソフトウェアで統合・再現することによって、物理的な制限にとらわれず、自由なスケールでハードウェアを利用する技術

- 外国では、**仮想化した機能のクラウドへの移管**や**クラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が実現**。
- 仮想化等により、**設備と機能との分離**、**物理的な接続点が存在しない形で他社設備を利用するような形態等**が進展するため、**機能の提供の在り方や、機能と切り離れた設備の提供の在り方等が課題**として生ずることとなる。

クラウド

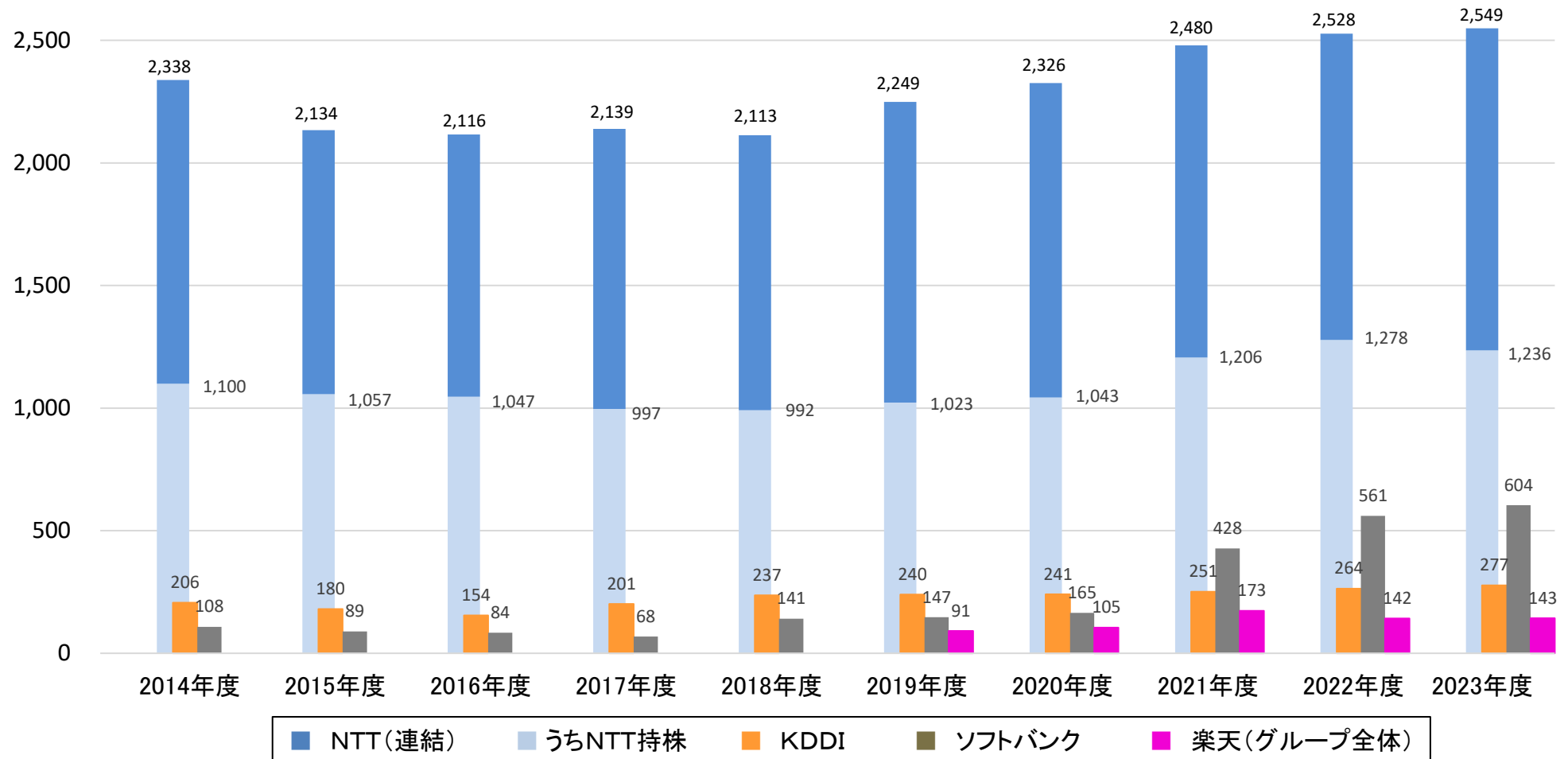
仮想化された機能
の実装が可能

＜通信ネットワークの仮想化イメージ＞



主要事業者の研究開発費の推移

(億円)
3,000



注：ソフトバンクの2016年度の研究開発費についてはアームを除く数値を記載。

注：楽天グループの事業年度は1月から12月。

出所：各社の有価証券報告書の数値を基に総務省作成

2024年（令和6年）NTT法一部改正による研究責務の撤廃

- NTTは、電電公社から優れた研究開発能力や技術陣を引き継いだことなどから、NTT法において、「研究の推進責務」及び「研究成果の普及責務」が課されていたが、NTTによる研究開発の自律性を高める観点から、2024年4月のNTT法一部改正において、これらの研究に関する責務を撤廃した。

NTTにおける研究開発事例

IOWN

NTTは、ネットワークから端末までの全てに光ベースの技術等を導入し、超高速・省電力等を実現するIOWN構想により、**電力効率100倍、伝送容量125倍、遅延は1/200**を目指している。



tsuzumi

NTTは、2024年3月、独自に開発した**NTT版大規模言語モデル（LLM）「tsuzumi」**の商用サービスを開始。**軽量**で高いコストパフォーマンスを有し、**日本語性能は世界トップクラス**であるとしている。



tsuzumi

3. 公正競争促進のために講じられる措置 の実施状況の調査

【ポイント】

NTTグループの組織再編に係る対応としてのNTT持株によるNTTデータ
グループの完全子会社化に係る検証

- **電気通信事業法**は、アクセス回線のボトルネック性等に着目して、**ネットワークの開放ルール等**（主に非構造的措置）を定める**業法**である。
- **NTT法**は、NTTの公益性や、**巨大性・独占性**に着目して、NTT持株・NTT東西の**業務範囲等**（主に構造的措置）を定める**特殊会社法**である。
- 通信分野では、**電気通信事業法とNTT法が両輪**となって、**公正な競争の確保**を図っている。

電気通信事業法

（主に非構造的措置）

① ネットワークの開放ルール※ 1

（接続約款の認可、卸電気通信役務の届出等）

② 禁止行為規制※ 2

（接続関連情報の目的外利用・提供の禁止等）

③ 機能分離等※ 1

（ボトルネック設備保有部門と他部門の分離等）

④ 合併等審査※ 1

（大規模事業者をグループ化する際は登録を更新）

両輪

NTT法

（主に構造的措置）

① 業務範囲規制

- ・ NTT東西を東西に地域分割
- ・ NTT東西の本来業務を県内業務に限定
- ・ 携帯電話事業等の公正競争の確保に支障のある業務を制限 等

<分離・分割時の累次の公正競争条件>

- ・ グループ間の各種取引条件等の公平性の確保
- ・ グループ間の在籍出向及び役員兼任の禁止
- ・ グループ内の共同資材調達への扱い 等

※ 1 回線/端末のシェアが高い事業者に対する規律

〔固定通信〕 加入者回線シェア50%超：NTT東西

〔移動通信〕 端末シェア10%超：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、UQコム、WCP

※ 2 固定通信は、※ 1に同じ。移動通信は、※ 1の事業者のうち収益シェア等を勘案して指定されたもの：NTTドコモ

- **電気通信事業法**では、市場支配的事業者（NTT東西、NTTドコモ）に対し、**不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化してあらかじめ禁止**。
- 特に、**固定通信の市場支配的事業者**（NTT東西）に対しては、密接な関係を有する者として指定する電気通信事業者（特定関係事業者）との間の役員兼任の禁止等、追加の規制を課している。
- また、NTTグループについては、各種事業の分離時等に、グループ内の事業者と他事業者との間の公正性等を確保する観点から、「**累次の公正競争条件**」に基づき業務を行うこととされてきた。

電気通信事業法

接続関連情報の**目的外利用・提供**

電気通信業務に関する
不当な差別的取扱い

製造業者・販売業者等の業務に対する
不当な規律・干渉

特定関係事業者※との**役員兼任**

土地・建物の利用、業務の受託等に関する
特定関係事業者と比して**不当な取扱い**

NTTに対する累次の公正競争条件

NTT東西による**ネットワークの公平な提供**

各種取引条件等の公平性の確保

在籍出向及び役員兼任の禁止

独立した営業部門の設置

顧客情報その他の**情報の公平な提供**

共同資材調達の扱い

研究開発成果の公平な開示等

※ 子会社、親会社、兄弟会社等であって、総務大臣が指定するもの
（NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ）

1988年 NTTデータへの事業譲渡

データ通信事業の分離について（1988年4月日本電信電話株式会社報道発表）

- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTによる新会社への回線提供の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保
- ◆ NTT・新会社の共同調達の禁止

1992年 NTTドコモへの事業譲渡

日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について（1992年4月郵政省報道発表）

- ◆ 可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

（※）ここでいうNTTは再編前のNTTであるが、NTTドコモとNTTとの間の公正競争条件は、再編後の地域会社（NTT東西）との間においても同様に適用される（H9年12月4日郵政省「日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針の公表」より）

1997年 NTTコムウェアへの事業譲渡

ソフトウェア関連業務の事業化について（1997年3月日本電信電話株式会社報道発表）

- ◆ NTTによる新会社との取引の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

1999年 持株会社、地域会社及び長距離会社への再編成

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（1997年12月郵政省告示）

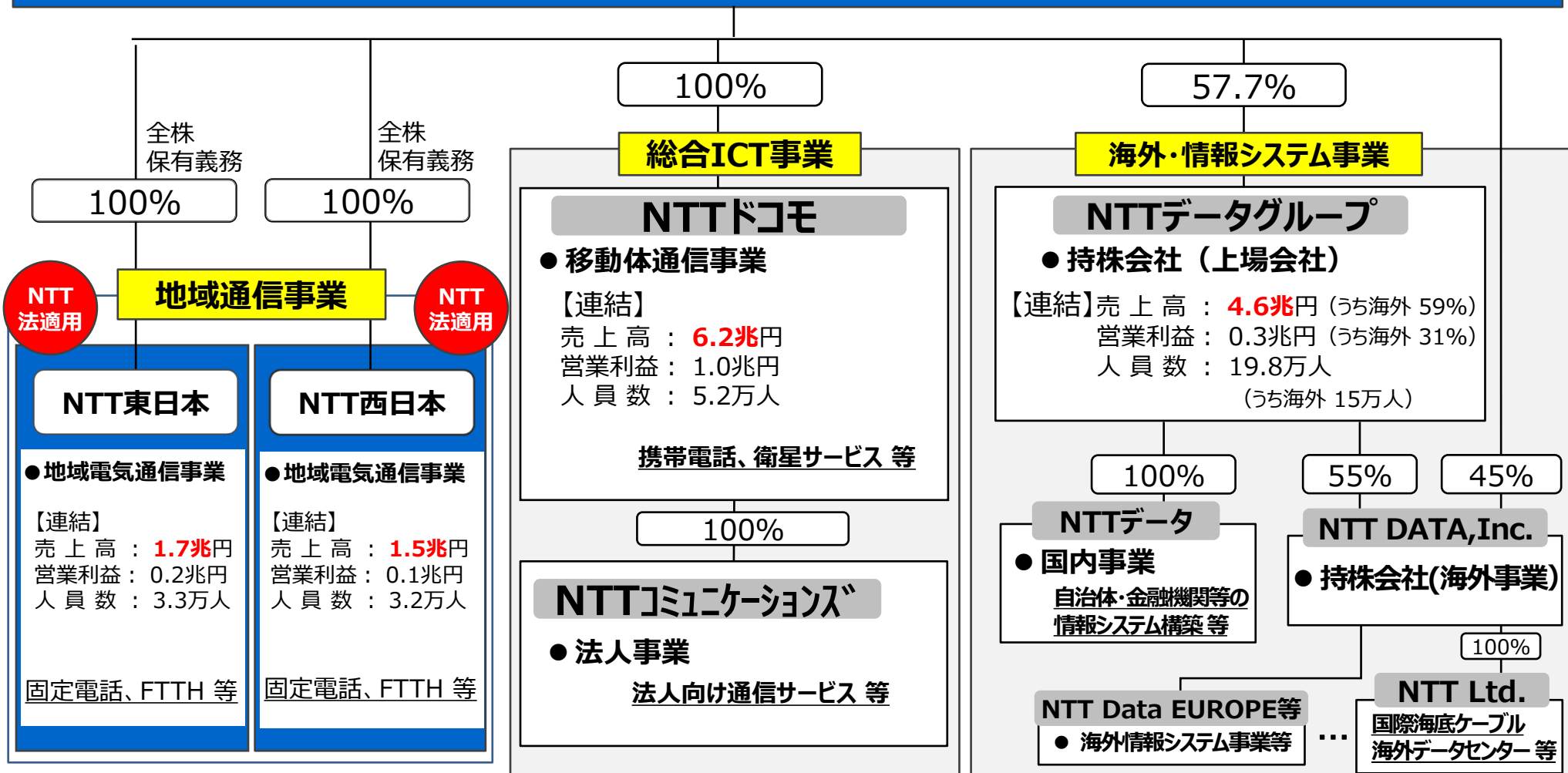
- ◆ 地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止
- ◆ 持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施
- ◆ 持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達の禁止
- ◆ 地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同等性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保
- ◆ 持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保

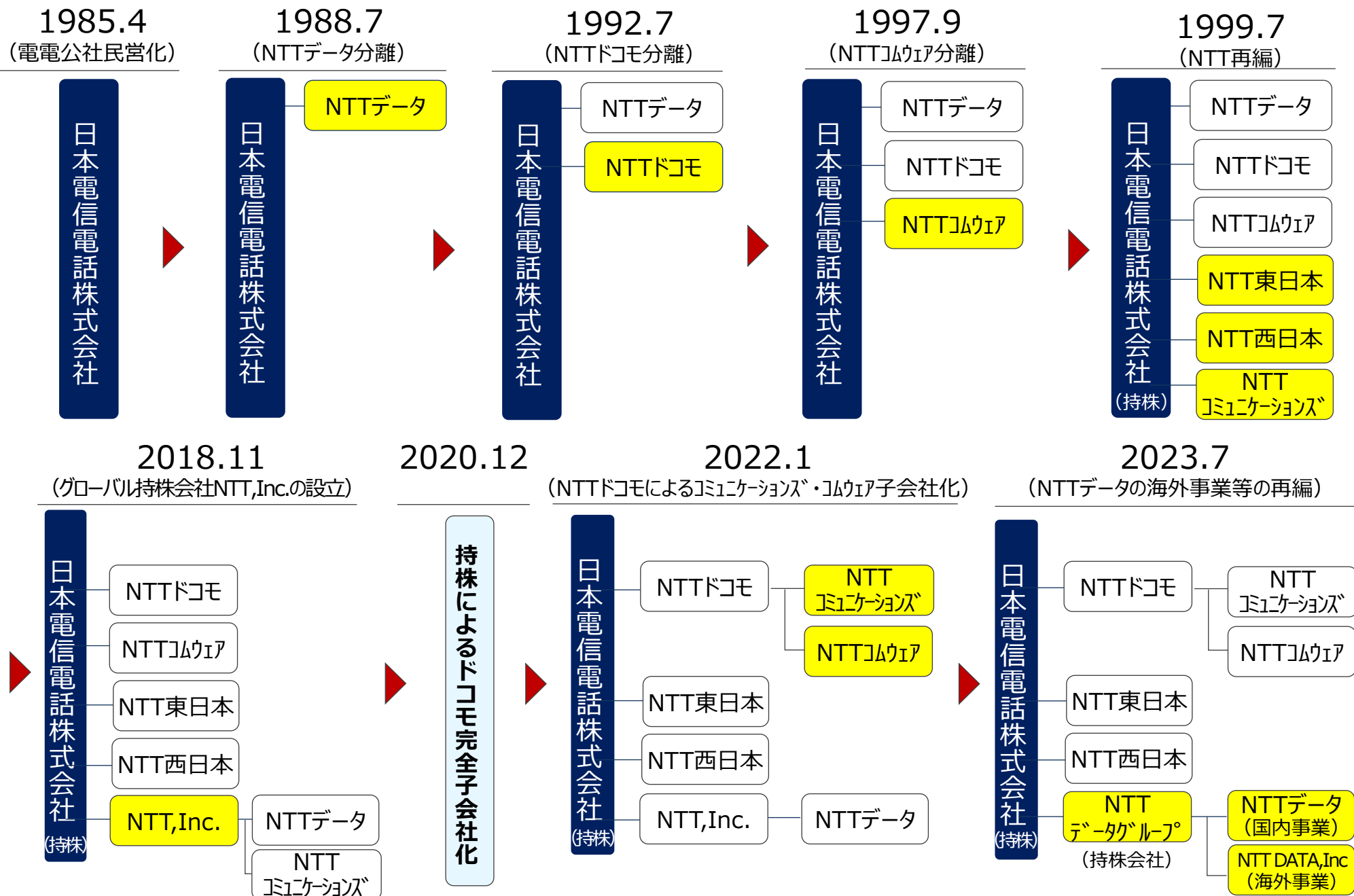
NTT持株（上場会社）

**NTT
法適用**

【株式政府保有比率】 33.33 % (2025年3月末現在)

【連結】 売上高： 13.7兆円 営業利益： 1.6兆円 人員数： 34.1万人（うち約15万人が外国人）





会社名（商号）の変更

NTTグループは、競争の激しいグローバル市場において、国内外統一のコンセプトのもとNTTグループの技術力やケイパビリティを分かりやすく示し、先進的なグローバル企業としてのブランド向上を図るため、グループのCIを刷新。

日本電信電話株式会社



東日本電信電話株式会社



西日本電信電話株式会社



2025年7月1日～

NTT株式会社



NTT東日本株式会社



NTT西日本株式会社



外国人役員の就任

グローバル事業のさらなる強化に向け、グローバルICT企業における経営経験や業務執行へのアドバイザー等の知見を持つ人物を外国人取締役として新たに選任。

(1) 新任取締役

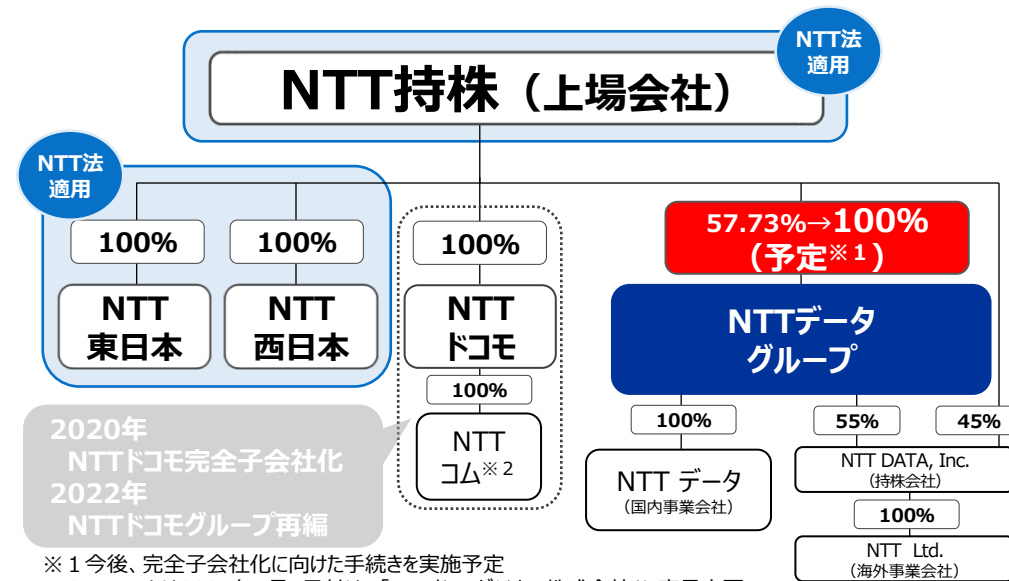
Patrizio Mapelli （パトリチオ・マペッリ）
（前職：NTTデータグループ取締役、
NTT DATA, Inc. 取締役）

(2) 選任日

2025年6月19日

NTTデータグループの完全子会社化

NTT持株は、意思決定プロセスの一元化により、NTTデータグループがNTTグループのグローバル・ソリューション事業における中心的な役割を担う体制を構築するとともに、急速な環境変化に対応した機動的な成長投資により、NTTデータグループの成長を通じたNTTグループ全体の成長をさらに加速することを目的として、NTTデータグループの完全子会社化に向けて、株式の公開買付けを実施。



（NTTデータグループ株式の公開買付け内容）

買付け期間	5月9日（金）～ 6月19日（木）
買付け価格	1株あたり 4,000円
買付株式数	3億3,679万7,773株

※買付け後におけるNT持株の株式所有割合は、81.75%。

2019年以前のモバイル市場

1. 「同一サービス同一料金」ではないため、利用者が料金プランを正確に理解できず、通信サービスを比較しにくい。

(例：端末購入の有無や端末の種類によって、通信料金割引の有無や程度が異なる 等)

弊害

- ✓ 利用者は、料金プランを正確に理解できないため、**自らのニーズに沿って合理的な選択をすることができない。**
- ✓ 端末の購入や買い替えを頻繁に行う一部の者のみが恩恵を受けており、**利用者間の不公平**が存在する。

2. 人気端末の購入や乗換えに対する過度な利益提供を通じて、利用者を誘因。

(例：高額なキャッシュバック、0円端末 等)

弊害

- ✓ 通信料金の収入を原資として過度に割引等する競争慣行が続くと、**通信料金が高止まり**したままとなる。
- ✓ 資金調達力がなく同様の販売手法をとることができない**新規参入者やMVNOが不利。**

3. 通信契約により、獲得した利用者を過度に囲い込む。

(例：高額な違約金、「2年/4年縛り」 等)



弊害

- ✓ 利用者に乗換えを躊躇させることで、**事業者の通信サービス面での競争が縮減**する。

規律の導入：電気通信事業法第27条の3

規律対象の事業者（MNO 4社とその特定関係法人※1）に対して、以下の規律（法・省令・運用ガイドライン）を適用。

1. 通信料金と端末代金の完全分離

→通信料金単体での比較・競争を促進

- ① 端末の購入等や新規契約を条件とする通信料金割引は禁止。
- ② 端末の購入等や新規契約を条件として、利用者に利益提供する際、以下の事項について制限。
 - ✓ 継続利用を条件とする利益提供は禁止。
 - ✓ 端末の購入等を条件とする利益提供は原則上限4万円（税抜）※2（例外：廉価端末、不良在庫端末、ミリ波対応端末 等）
 - ✓ 新規契約を条件とする利益提供は上限2万円（税抜）

利益提供の主な類型

- 端末代金の値引き
- キャッシュバック、ポイント、商品券等の経済的利益
- 他のサービス・商品の割引や無償提供
- 市場価格を超える額での買取

2. 行き過ぎた囲い込み行為の禁止

→利用者の自由な事業者間乗換えを促進

契約の解除を不当に妨げる提供条件のある契約の締結を禁止。

- ✓ 解約時の違約金は上限1000円（税抜）
- ✓ 契約で拘束できる期間は2年まで
- ✓ 契約の継続期間に応じた利益提供の上限を規定 等

※1 移動電気通信役務の契約数シェアが4%（2019年施行当初は0.7%）を超える独立系MVNOも対象であるが、2025年現在は該当なし。

※2 2019年施行当初は、端末の購入等及び通信サービスの利用を条件とする利益提供の上限が2万円（税抜）

- 電気通信事業法では、**認定を受けた電気通信事業者**について、線路等の設置のための土地等の使用权（公益事業特権）に係る協議に関する規律を設けている。
- 協議に関する認可・裁定の運用基準として、「**公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン**」を策定。
- この**ガイドライン**では、電柱・管路等の**貸与申込手続**や**貸与拒否事由**等を規定。

※ このほか、NTT東西においては、接続関連の規律として、一種指定設備との接続に必要な電柱等の使用に関する条件を接続約款に定めることとされている。

土地等の使用の円滑化に関する枠組み

電気通信事業の**認定**

土地等の使用权の設定に関する協議についての**認可**

土地等の使用权の設定に関する**協議**
※協議不調・不能の場合は**裁定**

土地等の使用权の設定、土地等の使用

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン

【主な内容】

- ・ 電柱・管路等の貸与申込手続
- ・ 貸与拒否事由
- ・ 貸与期間
- ・ 貸与の対価

4. 適正な競争関係の確保に関する評価

【ポイント】

改正電気通信事業法及びNTT法の関係省令等への反映を含む法律の適正な運用への活用等

- NTT東西の業務範囲規制の緩和等による**公正競争上の弊害を抑止するセーフガード措置**として、**累次の公正競争条件**（在籍出向、不公平な条件での取引の禁止等）の**法定化**や、**グループ内の大規模事業者との合併等審査**等の規定を整備。
- あわせて、これらを含む公正競争の確保に関する規律の遵守状況等の**事後検証を法定化**。

特定の事業者との間の在籍出向の禁止

役員兼任の禁止に加え、
固定通信の市場支配的事業者※¹と
特定の事業者※²との間の**在籍出向を禁止**

特定の事業者との有利な条件での取引の禁止

固定通信の市場支配的事業者※¹と特定の事業者
との間の電気通信業務に関する取引について、
通常の条件に比して有利な条件で行うことを禁止

卸関連情報の目的外利用・提供の禁止

接続関連情報に加え、
市場支配的事業者※¹による
卸関連情報の目的外利用・提供を禁止

グループ内の大規模事業者との合併等審査

市場支配的事業者※¹がグループ内の大規模事業者
と合併等をした場合は、**登録の更新**を要することとし、
公正競争の確保の観点から審査

※¹ 固定通信：NTT東西、移動通信：NTTドコモ

※² 市場支配的事業者と密接な関連にある事業者として指定された者：NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

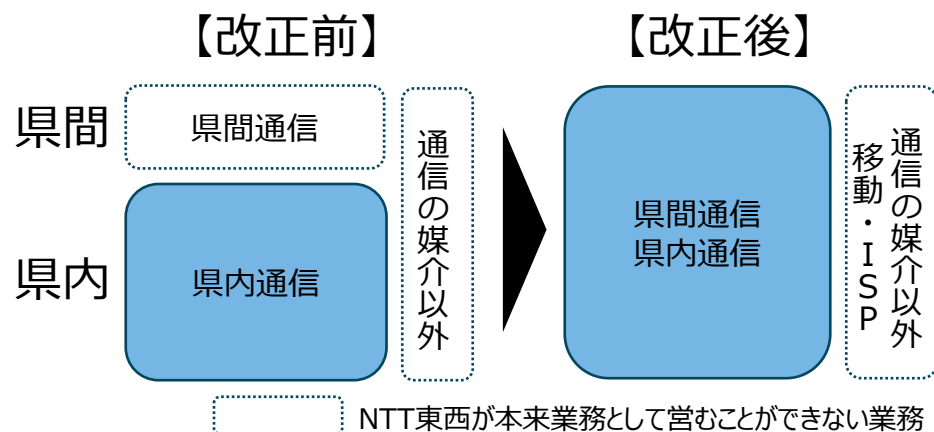
事後検証の実施

毎年、**規制の遵守状況や競争状況**について、有識者の意見を聴きながら**検証**

- **ブロードバンド・IP化の進展**により、NTT東西に対する県域業務規制が前提としていた**距離別の料金・サービスの提供によらない市場構造に変化し、県内業務と県間業務を区別する競争政策上の意義が希薄化**。
- **活用業務の類型化が進む中、その実施要件**（「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障がないこと）**は維持しつつ、経営自由度の向上を図る観点から、手続の簡素化・効率化を図ることが必要**。

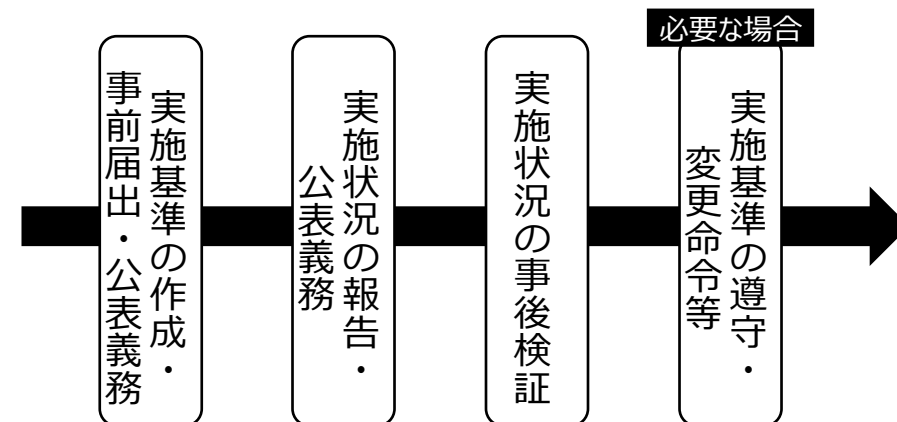
県域業務規制の撤廃

- **本来業務**について、**県域業務規制を撤廃**
- ただし、移動通信、ISPの**公正競争の確保に支障のある業務は、実施を認めないことを明確化**



活用業務の手続の簡素化・効率化

- **活用業務**について、個別業務ごとの**事前届出制から、実施基準に従って営むことができるよう緩和**
- 活用業務の実施状況については、**事後検証を実施**



5. 今後のスケジュール

日程	電気通信事業部会	市場検証委員会
令和7年 7月1日	実施方針 諮問 、市場検証委員会設置	実施方針審議
	実施方針意見募集	事業者ヒアリング （NTTデータグループ完全子会社化の検証等）
9月	実施方針 答申 、評価 諮問	↓ 令和7年度調査報告 令和7年度評価審議
令和8年 1月頃	省令等 諮問 （改正電気通信事業法に基づく1年以内施行事項関係）	↓ 省令等審議
	省令意見募集	↓
3月頃	省令等 答申 （改正電気通信事業法に基づく1年以内施行事項関係）	↓
6月頃	答申案（令和7年度評価）審議	↓ 令和7年度評価報告書取りまとめ
	答申案（令和7年度評価）意見募集	
夏頃	答申 （令和7年度評価）	

電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）

令和 7 年●月●日策定
総 務 省

1 趣旨

総務省は、これまで、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議からの客観的かつ専門的な見地による助言を得つつ、電気通信事業分野の市場検証を継続的に実施してきた。

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（令和 7 年 2 月 3 日 情報通信審議会答申。以下「最終答申」という。）では、透明性や実効性が確保された形で、時代に即した規制の見直しを図る体制を構築する観点から、こうした検証を通じた規制の PDCA サイクルについて、法的に位置付けることが適当とされた。

これを受け、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号。以下「令和 7 年改正法」という。）による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 167 条の 3 において、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等が規定された。

本方針は、同条第 2 項に規定する調査及び評価の実施に関する方針として定めるものである。

2 競争状況等の調査及び評価の概要

（1）目的等

電気通信事業分野は、技術革新が著しく市場環境の変化も激しいことから、公正競争を確保するためには、透明性をもって規制の遵守状況や競争環境を検証し、必要に応じて、規制の内容はもとより、事前規制・事後規制といった手法を含む規制の在り方について不断に見直していくことが不可欠である。

このため、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案しつつ、「電気通信事業者間の競争の状況の調査」及び「電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査」を行い、それらの結果に基づき、「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」を行う。

評価の結果は、電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。）に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用する。また、評価の結果を踏まえ、必要に応じて、規制の在り方を見直しを実施する。

（２）情報通信行政・郵政行政審議会への諮問

電気通信事業法第 169 条第 2 号において、本方針とともに、本方針に基づく評価については、情報通信行政・郵政行政審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならないこととされている。

総務省は、本方針に基づく調査の実施段階から、その状況を審議会に報告するなど、客観的かつ専門的な見地からの助言を得ながら評価を行う。

（３）調査及び評価のスケジュール

本方針に基づく競争状況等の調査及び評価は、令和 7 年度から年度単位で実施することとし、各年度における当該調査及び評価の結果は、意見募集及び審議会からの答申等を踏まえ、翌年度の夏頃を目途に取りまとめ、公表する。

（４）調査及び評価の手法

本方針 3 及び 4 において定めた項目について定期的に調査を行い、その結果に基づき、本方針 5 において定めた評価を行う。

調査及び評価の実施に当たっては、電気通信事業法及び NTT 法に基づく報告・届出等により得られた情報、関係事業者等による公表情報、関係事業者等や利用者へのアンケート等の結果を用いるとともに、必要に応じ、審議会における関係事業者等に対するヒアリング結果を用いる。

関係事業者等に報告等を求める事項については、事業者の負担にも配慮しつつ、随時見直す。

（５）調査及び評価の結果等を踏まえた本方針の見直し

毎年度の調査及び評価の結果や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ、本方針を見直す。

NTT グループに対する公正競争条件の法定化、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社（以下「NTT 東西」という。）の活用業務（NTT 法第 2 条第 6 項に規定する業務をいう。）の事後検証化等、令和 7 年改正法において令和 8 年度までに施行が予定されている項目については、関係省令等の整備状況等を踏まえ、令和 8 年度に本方針を改定し、調査及び評価の方針を定める。

3 電気通信事業者間の競争の状況の調査

（１）調査の概要

電気通信事業の公正な競争の促進のために必要な政策対応の在り方を検討するに当たり、検証対象となる市場を画定した上で、競争状況等に関する指標を定期的に観測し、各検証対象市場における競争状況等の動向を継続的に分析する。

また、電気通信事業者のネットワークにおける他者のクラウドサービスの利用が進展しつつあること等を踏まえ、電気通信事業者向けのクラウドサービス等の

実態把握を行う。

あわせて、国際競争力の強化等の観点から、各事業者の研究開発への取組状況の把握を行い、電気通信技術の発達を勘案して、競争状況等を分析する。

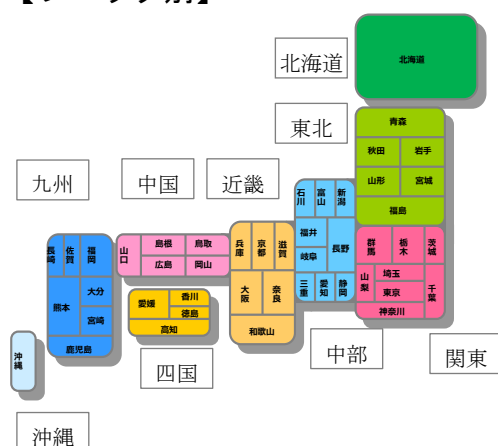
(2) 検証対象市場に係る競争状況等の分析

① 検証対象市場

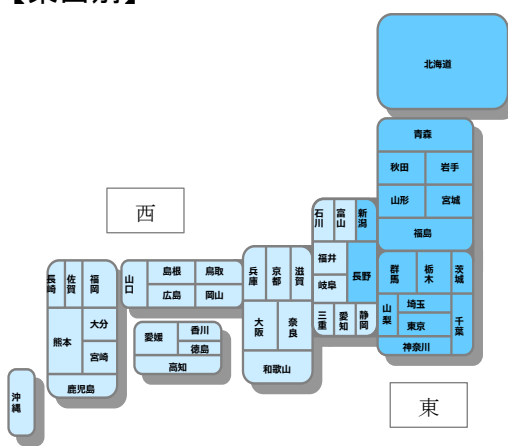
検証対象市場の範囲（サービス範囲及び地理的範囲）は、以下のとおりとする。

サービス範囲					地理的範囲
移動系通信	小売市場	移動系通信市場			全国
		携帯電話向け通信サービス市場			
		通信モジュール市場			
	卸売市場	移動系通信市場			全国
		携帯電話向け通信サービス市場			
		通信モジュール市場			
固定系通信	データ通信	小売市場	固定系ブロードバンド市場		ブロック別
			固定系超高速ブロードバンド市場		
			FTTH 市場		
		ISP 市場		全国	
	通 音 声	卸売市場	FTTH 市場		ブロック別
		小売市場	固定電話市場		東西
			050-IP 電話市場		全国
		法人向けサービス市場	ネットワークソリューション	移動系通信市場（法人向け）	
固定系通信市場（法人向け）					
			用途ごとの横断的な市場		

【ブロック別】



【東西別】



② 定点的に観測する指標等

一定程度の市場シェアを持つ事業者数や市場シェアの変動の大きさ等から事業者間の競争状況を俯瞰的に分析するため、市場構造に関する指標（事業者

別シェア、市場集中度等）を把握する。

市場規模が拡大傾向にあるか縮小傾向にあるかによって、市場構造に関する指標の評価は異なり得るため、市場全体の動向に関する指標（契約数等）を把握する。

市場構造に関する指標には必ずしも現われてこないものの競争状況に影響するものであるため、事業者の動向に関する指標（市場に参入する事業者数、主要各社の売上高・営業利益・設備投資等）を把握する。

市場構造に関する指標では捉えきれないものの競争の程度を表すものであるため、事業者のサービス間の代替性に関する指標（主要各社の契約数の増減率、料金プランの状況等）を把握する。

なお、市場環境の変化や審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言等を踏まえ、必要に応じ、追加的な指標を把握する。

（３）電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握

仮想化技術等の発達により、仮想化した機能のクラウドへの移管や、クラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が進展しつつあり、今後、通信ネットワークを構成する設備や機能の変化とともに、これらを提供する事業者の影響力の拡大など、ネットワークの仮想化・クラウド化により電気通信事業を取り巻く環境が大きく変化していくことが想定される。

このため、電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握として、その料金や提供条件、主要電気通信事業者による利用や依存の状況等の調査を行う。

（４）研究開発への取組状況の把握

（３）のほか、電気通信技術の発達が電気通信事業者間の競争に影響を及ぼし得ることを踏まえ、電気通信事業者の研究開発への取組状況の把握として、電気通信事業者の研究開発費の推移、共同研究開発や異業種連携を含めた研究開発に関する取組等について、中長期的な動向を含めて調査を行う。

また、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 20 号）による研究に関する責務撤廃後の NTT 株式会社（以下「NTT 持株」という。）の基礎・基盤的研究への取組状況を含む研究開発競争の状況を把握し、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点から検証を行う。

4 電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査

（１）調査の概要

電気通信事業の公正な競争の促進のため、電気通信事業法及び NTT 法をはじめ

として、関係する法令・ガイドライン等において、電気通信事業者の業務の適正性等を確保するための様々な措置が講じられている。

電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼす問題を早期に発見し、問題が深刻化する前に対処していくため、主要な電気通信事業者の経営・財務状況及び業務運営・組織態勢について定点的に把握するとともに、関係する法令・ガイドライン等の遵守状況を含め、電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況を確認する。

（２）経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握

主要な電気通信事業者における経営・財務状況やリスクマネジメントやガバナンス態勢を含む業務運営・組織態勢等について把握を行う。

（３）法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認

①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法第 30 条及び第 31 条に基づく市場支配的な電気通信事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について、**別表 1**及び**別表 2**のとおり確認を行う。

あわせて、NTT 東西の「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（平成 27 年 2 月策定）を踏まえた対応状況等について、**別表 3**のとおり確認を行う。

なお、電気通信事業法第 30 条第 1 項に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となり得るものの、当該指定を受けていない電気通信事業者（未指定事業者）に対しても、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について確認を行う。

②NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

NTT の各種事業分離時や再編成時に設けられた NTT グループに対する累次の公正競争条件のうち、引き続き NTT グループ各社において遵守されるべきものの遵守状況等について、**別表 4**のとおり確認を行う。

③NTT グループの組織再編に係る対応等

旧 NTT（NTT 持株・NTT 東西）と旧 NTT からの分離会社との間及び株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」という。）とその特定関係法人（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号に基づき総務大臣が指定する者に限る。以下同じ。）との間の組織再編（合併・吸収分割・事業等の譲受け・資本関係の変更等）が発生する場合には、必要に応じて、組織再編の内容について NTT グループに説明を求め、審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言や競争事業者における懸

念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある
と認める場合は、組織再編の影響等の説明を NTT グループに求めつつ、組織
再編が公正競争に与える影響を検討する。

検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、その
対応内容については、個別の事例に応じて、その都度検討する。

④その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況の確認

上記①から③までのほか、電気通信事業法第 27 条の 3（移動電気通信役務
を提供する電気通信事業者の禁止行為）、「電気通信事業分野における競争の促
進に関する指針」（平成 13 年 11 月策定）及び「公益事業者の電柱・管路等使
用に関するガイドライン」（平成 13 年 4 月策定）に基づき講じられる措置その
他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況に
ついて確認を行う。

また、電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢
を踏まえた価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況等について確認を行う。

5 電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価

本方針 3 及び 4 の調査の結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確
保されているかどうかについて評価を行う。

その際、電気通信事業法第 30 条及び第 31 条に基づく禁止行為規制の適用対象等
の妥当性、NTT グループに対する累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適
否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえ
た制度・施策等の見直しを視野に入れた評価を行う。

また、最終答申において、引き続き検討することが適当であるとされた NTT 東西
の分離の在り方、NTT 持株による事業の実施の在り方、ネットワークの仮想化・ク
ラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方等の各項目の検討に資するよう、必要に
応じ、関連する調査の結果に基づき、評価を行う。

別表 1 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の
確認における確認対象者及び確認項目（固定系通信）

確認対象者	確認項目
(1) 第一種指定電気通信設備に係る市場支配的事業者（NTT 東西）	① 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等 ② 電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況並びに不当な差別的取扱い等の有無を検証するための情報等 ※客観的・定量的なデータ等に基づき、以下の検証も行う。 A 局舎スペースの利用に関する検証 B NTT 東西における各種手続についてのリードタイム検証 C NTT 東西の接続機能要望等に関する検証 D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証 E NTT 東西におけるネットワーク調達取引に関する検証 F 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証 ③ 他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者・販売業者に対し、その業務について、不当な規律・干渉が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況並びに不当な規律・干渉の有無を検証するための情報等 ④ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況並びに不利な取扱いの有無を検証するための情報等 ⑤ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況並びに不利な取扱いの有無を検証するための情報等 ⑥ 電気通信業務又はこれに付随する業務を受託した子会社において、当該業務に関して、①から⑤までの行為が行われないよう講じた措置及びその実施状況並びに①から⑤までの行為の有無を検証するための情報等
(2) 上記(1)の契約の相手先である一定規模以上の電気通信事業者	① (1)の事業者との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容
(3) 上記(1)の競争事業者である一定規模以上の電気通信事業者等	① (1)の事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例 ② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)の事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い等が疑われる事例 ③ (1)の事業者による他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉が疑われる事例 ④ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

別表 2 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の
確認における確認対象者及び確認項目（移動系通信）

確認対象者	確認項目
(1) 第二種指定電気通信設備に係る市場支配的事業者（NTT ドコモ）	① 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等
	② 電気通信業務について、特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等 ※客観的・定量的なデータ等に基づき、以下の検証も行う。 A グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証 B 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証
(2) 上記(1)の特定関係法人	① (1)の事業者との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容
(3) 上記(1)の競争事業者である一定規模以上の電気通信事業者等	① (1)の事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例
	② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)の事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が疑われる事例
	③ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

別表 3 サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等についての確認対象者及び
確認項目

確認対象者	確認項目
(1)NTT 東西	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否
(2)NTT 東西以外の 主要な FTTH 事業者	・ 上記①～⑩のうち NTT 東西以外の事業者にも確認すべき項目

別表 4 NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認についての確認項目

公正競争条件	確認項目
①NTT 東西によるネットワークの公平な提供	NTT 東西は、回線提供を行う際、NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス株式会社（以下「NTT ドコモビジネス」という。）及び株式会社 NTT データ（以下「NTT データ」という。）を不当に有利に扱うことがないよう、これらとの接続条件を他の電気通信事業者と同等としているか。
②各種取引条件等の公平性の担保	- NTT 持株又は NTT 東西と NTT ドコモ又は NTT データとの間において行われる取引を通じて、NTT 持株又は NTT 東西からの補助が行われていないか。 - また、NTT 東西と NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス、NTT データ又は NTT ドコモソリューションズ株式会社との間において行われる取引条件（局舎等の使用、工事・保守の受委託等）について、他の電気通信事業者と同等となっているか。
③在籍出向及び役員兼任の禁止	- NTT 持株又は NTT 東西と NTT ドコモ、株式会社 NTT データグループ又は NTT データとの間、NTT 東西と NTT ドコモビジネスとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。 - NTT 東西と NTT ドコモ又は NTT ドコモビジネスとの間の役員兼任が行われていないか。
④独立した営業部門の設置	- NTT ドコモビジネスは、NTT 東西との間で独立した営業部門を設置しているか。 - 利用者の利便性維持のために NTT 東西が、NTT ドコモビジネスの販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一となっているか。
⑤顧客情報その他の情報の公平な提供	NTT 東西と NTT ドコモビジネスとの間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とされているか。
⑥共同資材調達の扱い	「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に基づいた措置を実施しているか。

（注）確認項目は、NTT グループにおける自主的な取組として公表されている公正競争条件も含め、各社毎の条件の概観把握を目的に、項目毎の概要を整理したもの。

具体的な公正競争条件については、以下のとおり。

- データ通信事業の分離について（1988 年 4 月日本電信電話株式会社報道発表）
- 日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について（1992 年 4 月郵政省報道発表）
- ソフトウェア関連業務の事業化について（1997 年 3 月日本電信電話株式会社報道発表）
- 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（1997 年 12 月郵政省告示）